

○徳佐（サクラ）詳細

1 所在地

山口県山口市阿東徳佐中3673番1外 7筆

2 面積

6, 553. 00㎡

3 所有者

宗教法人 徳佐八幡宮 代表役員 渡邊一秀

4 概要

山口市徳佐地域の南西に位置する徳佐八幡宮^{とくさ はちまんぐう}の参道370mの両側には、計104本の桜が立ち並ぶ。そのうちの77本が枝垂れ桜^{しだ}の系統であり、江戸時代から続く歴史ある桜並木である。

桜並木は、文政8（1825）年に当時の庄屋椿^{ぶんせい}正直^{つばきまさなお}が音頭をとり、大坂からエドヒガンとシダレザクラの苗を取り寄せて植えたのが始まりとされている。大正期には名所として広く知られ、大正11（1922）年には桜の保護組織が発足された。昭和9（1934）年には、「徳佐（桜）」として国の名勝（第二類）に指定されたが、その後、新たに制定された文化財保護法による第二類指定文化財の指定解除に伴い、昭和31（1956）年に国の名勝指定が解除された。戦争の影響や戦後のソメイヨシノの植樹等により、一時は樹叢の乱れも見られたが、その後エドヒガンやシダレザクラ系統個体の補植、並木の個体に由来する苗の育成など、地域の人々の長年の努力により往時のその姿を取り戻している。

シダレザクラの並木は全国的にも珍しく、現在では県内外から多くの観光客が訪れる桜の名所である。観賞上の価値は高く、地域の景勝地として意義深いものである。



1. 参道北端から徳佐八幡宮側を見る



2. 桜と徳佐八幡宮社殿